

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長崎市	その他旧市地区(旧市中央部集落)	令和4年2月21日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.2ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	22.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の斜面地などを中心に花き類、野菜類、果樹類など少量多品目が栽培されているほか、木場地区ではながさき伝統野菜が生産されており、市街地に近いといったメリットがある一方で、後継者不足や高齢化による担い手不足が深刻である。 ・農地が小規模かつ急傾斜で、耕作道のない農地も多く、イノシシ等の有害鳥獣による被害も拡大しており、耕作放棄地が増加しているほか、住宅地にも出没している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握する。
農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れなどを促進することにより対応する。
地域外からの新規就農希望者の受け入れにより、農地の流動化と集落の活性化に取り組んでいく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付等の意向が確認された農地は、19.2haとなっている。
農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理事業の更なる周知を図り、機構を通じた中心経営体等への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化や農地の利用集積を推進する。 ・農業振興地域外の農地については、農業経営基盤強化促進法や農地法第3条による貸借により、農地の有効活用を図る。
基盤整備への取組方針 営農環境の適正管理に努めるほか、市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取組みを検討する。
新規・特産化作物の導入方針 ・花き類の共販体制を強化することで、販路の拡大を図り、さらなる安定生産につなげる。 ・花き類、露地野菜等の直売所出荷型作物の推進を図り、農業経営の安定につなげる。 ・ながさき伝統野菜のPRと消費拡大に向けた取組みを進める等、都市と農村部の交流を進めることで、生産者の維持を図る。
鳥獣被害防止対策の取組方針 地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。
災害対策への取組方針 近年の局所的・激甚災害に対応するため、共済・収入保険加入によるリスク管理や気象災害対策に取り組む。